

令和6年
10月から

児童手当の制度改革 (拡充)のお知らせ

令和6年10月分（初回支給は令和6年12月分を予定）から、児童手当法の改正による制度改革（拡充）が行われます。

拡充の内容

- 所得制限の撤廃
- 支給対象児童を高校生年代まで延長
- 第3子以降の支給額の増額
- 第3子以降の算定対象年齢の延長



児童手当制度改革の比較表

	拡充前(令和6年9月分まで)	拡充後(令和6年10月分以降)
支給対象	中学校修了までの児童を養育する郡上市在住の人	高校生年代までの児童を養育する郡上市在住の人
所得制限	あり	なし
手当月額	● 3歳未満 一律：15,000円 ● 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ● 中学生 一律：10,000円 ● 所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満 一律：5,000円	● 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ● 3歳～高校生年代まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで
支払期月	2月、6月、10月（年3回）	偶数月（年6回）

申請について

○制度改革による申請が必要な方

次に該当する人は、令和6年10月分以降の児童手当について申請が必要です。

- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している人
- 所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている人
- 現在児童手当を受給している人のうち、大学生年代（平成14年4月2日～平成18年4月1日生）の子を含んで、3人以上の児童を養育している人

○制度改革による申請が不要な方

- 現在児童手当を受給している人のうち、制度改革後も受給額に変更がない人
- 現在児童手当を受給している人のうち、高校生年代の児童を養育している人
※ただし、郡上市にて一度も児童手当を受給していない高校生年代の児童を養育している場合は、申請が必要となります。
- 現在児童手当を受給している人のうち、給付区分が特例給付（所得制限限度額以上、所得上限限度額未満）となっている人

その他

公務員の方は勤務公署からの支給となりますので、勤務先にお問い合わせください。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



改正の概要

問 健康福祉部児童家庭課 67-1817